

契約の方法

1. 一般競争入札 原則として、概ね予定価格7千万円以上の建設工事。
また、下記の建築工事分離発注基準に基づき、本体工事が一般競争入札であれば、電気設備工事・機械設備工事等も一般競争入札とする。
2. 指名競争入札 原則として、予定価格130万円以上から概ね7千万円未満の建設工事、受注希望型指名競争入札。
3. 随意契約 地方自治法施行令167条の2第1項による。

建築工事分離発注基準

1. 分離工事業種

- | | |
|---------|---|
| 本 体 工 事 | 原則として外構、植栽工事を除く。 |
| 電気設備工事 | 発電、変電、構内電気設備、照明設備、有線・無線設備、放送機械、デ - タ通信設備等 |
| 機械設備工事 | 空気調和設備、給排水衛生設備、環境衛生設備、消火設備等 |

2. 分離発注基準

原則として、概ね予定価格7千万円以上の工事とし、工事業種各々が概ね1千万円以上の工事とする。

建築設計及び土木測量設計等コンサルタント業者選定基準

原則として、概ね予定価格3千万円以上の委託(測量・設計コンサル)については、一般競争入札とする。